

徳山藩「田方御検見法」と 久米における「御検見宿諸入目控」について

会員 竹島 美雅

はじめに

私蔵^注「常用袖鏡」の内から徳山藩「田方御検見法」（天明期）と併せて、久米地区会員年光保秀氏所蔵の天明六年久米正覚寺における「御検見宿諸入目控」について発表したい。

注 「常用袖鏡」については本会誌第八・九号において紹介したように、天明・寛政頃に徳山藩士の誰かが徳山藩役所の記録や各地で見聞した百般の知識を記した手控帳。筆者所蔵。

一 「徳山藩田方御検見法」について

検見法、特に定免制の研究においては、検見費用について述べられていることが多い。後述の検見「請状」の「…御法一汁一菜…」の文言は、検見役人の厳正な職務執

行を求める文言であるが、「御法」も建前だけに過ぎなかったことがわかる。久米地区は秋本藩領であったが建前は同じであったであろう。

萩藩検見法については、「山口県地方史研究」（No.56・昭六一・一〇）に田中誠二氏の「萩藩検見考序説」と題する本格的研究発表があり、寛永二〇年（一六四三）から天明期（一七八一〜七八八）までの変遷を知ることができる。

田方御検見法

^{注1} 一 間竿六尺五寸相改候事

一 壺歩六尺五寸四方也

^{注2} 一 端竿六尺五寸に壺四壺四式を

掛れば九尺壺寸九分式厘三と知也

^{注3} 一 堅田粗壺石に付作徳式斗

法四

但粗壺石に付作徳式斗

引残八斗を五合挽にして米

四斗と成法也、水田・半水共に

作徳引残五合挽也夫々法

先に記之

一 水田糶壺石に付 (半水)

作徳式斗五升 (式斗式升五合)

法三七五 (三八七五)

一 定免三ツ六歩三ツ七歩三ツ二歩

三ツ成式ツ八歩其外免違有之候也

一 石高え三ツ六歩を掛れば春定注5を知也

(散札・ちりふだ・記載例)

ほのき名沙之

一 田壺反三畝十五歩

米四石七斗二升五合

壺歩刈式合八勺

或者上中武歩刈上中下三歩刈

㊦㊧(編者の転記違いで次の通りとなるはずである)

有糶壺石壺斗三升四合

(有糶平し七合)

(惣有糶式石八斗三升五合)

(徳米壺石壺斗三升四合)

右注7之通地下散札仕出也、石高を

田壺反三畝半に割れば壺反三石五斗

題と知也、拾五歩計を田法三に而割ば

半と成也、現石え三を懸現歩

に而割ば壺反に付何石題と知也

拾五歩計を田法三に而割と壺反

之石何石題、懸れば惣高を知也

扱右之散札前の田見分之時は

先畝反広を見合、歩刈上中下之平し

歩脇其外辺に迄見合念入竿を当刈取

日頃調申付升に而計り、七合有之時

七合之内に而仕出式合八勺を引き

残り四合式勺を仕出之式合八勺に而

割れば上り壺石五斗上りと成也、是に

元一を加式石五斗成、式石五斗に

下歩式合八勺を懸れば現歩七合と見也

式石五斗え堅田之法四をかけ一と成

是を田惣有糶え懸徳米壺石壺斗三升四合

に成、是堅田法也

壺歩糶何程と見る事肝要也、能々

念入心得有之候事以上

一 徳米を田石之高に而割れば免二ツ

四歩としる也

一 損亡高田之石に而割れば何程落と知る也

一 歩之有粃七合之内四を掛候而式合

八勺と仕出也

一 上りを極にして元一戻し候事見合大きに

心得有事也此外畔頭一組に而

一 掛物違無之組々に而有之事に候得共

見直し肝要也

一 廻し田地下仕出之懸物何を掛候

一 是見る時は仕出之式合八勺を現歩

一 七合に而割ば四を懸候而知也何れ同断

一 廻し田上りを見るには現歩粃何合と

一 見居仕出歩粃を法にして現歩之

一 粃を割ば元共に何石上り知る也

一 現歩粃七合有之仕出粃壹歩に

一 式合八勺有之是を法にして七合を

一 割れば式五と成る此内元の一引壹石

一 五斗上り也是え元の一加式石五斗

一 にして堅田之法を掛有粃は徳米と

成る也

一 尻を付るには現歩粃七合五勺有之

是を上り式石五斗に而割ば三合と成る

一 此内を仕出式合八勺を引残式勺

一 尻え付也尻を付て三合にして上り式石

一 五斗掛現歩七合五勺也

一 廻しする時惣高引合上りを見合免を

一 取事第一也銘々心得有儀也能々

可勘弁也

一 ほのき限り敵反広狭見合

一 境目等気を付候事心得可有之

一 境目引隠御法度有之事也

一 刈毛等気を付候事

一 御検見田鎌留之事自然刈跡

一 於有之は六ッ御物成被召上候事也

一 廻し田歩刈竿を当て庄屋え見せ

一 歩刈心得可有事也

一 下歩近所穂藁架等相改心得之事

一 廻し田日頃調仕様粃摺様心得

一 可有惣体荒増にても米成候へ共

一 不摺候事

一 付穂をすると言は現歩に七合五勺

一 あり仕出は式合八勺也是上り式石

五斗を掛七合と成現歩と五勺

不足成故下穗式勺付て三合にして

上り式石五斗を掛れば七合五勺にて

成ゆへ現歩同前也何勺にても

現歩と付相迄付穂する也

又尻を切もあるなり能見合

入念を事也畔頭耆組限に而懸

物違事あり是見様肝要也

一 水田式石五斗上え三七五を懸是

水田の法にして有耷懸れば徳米と

なる也

一 半水は三八七五を懸て法とする也

(以下省略)

注1 「間竿六尺五寸」毛利本・支藩ともに、慶長検地

(慶長一二年〜一五年) から用いられ、明治の地租

改正にも踏襲された。間竿六尺五寸を用いた藩は、

毛利藩のほか松代、松本、飯田、松山などの藩であ

った。六尺三寸の藩もあった。

幕府直轄領では、秀吉の時の方六尺三寸一步を慶

安二年の検地条令で方六尺一分を一步とし、明治の

地租改正の時にもそのまま用いられた。

六尺五寸の一步と六尺一分の一步が併用されたこと

が、明治二四年頃、当時の長州閥打倒と地価引き下げ

運動の好餌となり、政府攻撃の材料となった事情は

「徳山市史」に詳述されている。

「常用袖鏡」の鋸道算用仕法に

例えば、

松 幅三尺三寸 長式間 一人役

「式間より短き時は壹丈三尺にて割り、……何人役

と知る」とある。一間六尺五寸という寸法は、検地竿

のみに用いられた寸法ではないようである。

(三尺三寸は $\frac{1}{2}$ 間、壹丈三尺は二間)

昭和五六年三月、広島法務局編「地図訂正の手引」

記載の明治三七年大蔵省達「検見規則」に、

「坪刈ノ尺度古検ハ六尺五寸、中検ハ六尺三寸、新検

ハ六尺壹分、何レモ其地方ノ舊法ニ由リ……」とあ

り、明治三七年当時の検見にも六尺五寸の間竿が使わ

れていたことが知れる。

更に、同「手引」によると、明治初の地押調査図

(分間図・市街地・農耕地域は一応の実測図、山林原

野地域は、実測されない見取図) が現在も量的には登

記所地図の大半を占めているとのことである。地押調査の時使われた間竿六尺五寸は今尚生き残っている。

注2 「端竿六尺五寸に壹四壹四式を」一、四一四二は二の平方根である。端竿は、次のように使われたのであろう。



間竿の端と端に合わせるから
端竿と称するのであろう。

一・四一四二はどこからきたのであろうか？。和算家関孝和（宝永五年（一七〇八）歿）は楕円の面積公式を求め、ほぼ同時代の村松茂清は円周率三・一四一五九二六を得ていたとのことであるから、享保五年（一七二〇）の「洋書の解禁」による「幾何原本」（ユークリッド幾何学の漢訳洋書）の輸入を待つかもなかつたであろう。

注3 「堅田、水田 粳 壹石に付作徳……」

堅田は二毛作田・水田は一毛作田、作徳は農民の取分、作徳引は上納徳米。

計算式にすると次の通りとなる。

$$\text{堅田 粳 } 1石 \times (1-0.2) \times 0.5 = \text{米 } 4斗 (\text{薄米})$$

$$\text{水田 粳 } 1石 \times (1-0.25) \times 0.5 = \text{米 } 3斗7升5合$$

萩藩においては、天明期のものと考えられる史料に

「御検見粳引口……早中晩田共五合式勺挽……、又百姓作徳取分（堅田、水田平均）式歩半……」と有ることであるから、これを算式にすると次の通りとなる。

$$\text{堅田水田 粳 } 1石 \times (1-0.25) \times 0.52 = \text{米 } 3斗9升$$

注4 「定免（じょうめん）三ツ六歩」徳山藩では、貞享四年（一六八七）に三ツ六歩となり明治まで続いた。同じく萩藩は四ツであった。この算式はそれぞれ次の通り。

$$\text{徳山藩 } 1石 \times 0.36 = \text{物成 (申廻)}$$

$$\text{萩藩 } 1石 \times 0.4 = \text{物成}$$

注5 「春定」寛永二〇年（一六四三）の「春定」の法に始まるもので、毎年春、石高に定免率をかけて算定される。百姓個人別に抜き書きして交付される告知書を「春定下札（げさつ）」という。

注6 「散札（ちりふだ）」検見を受ける時は、庄屋畔頭以下検見受の農民が立合って坪刈を行ひ、その結果を下見帳に記入して代官所に差出すとともに検見受の田には例示の内容を書いた散札を立てた。散札は坪刈を行った田だけではなく「検見請の百姓人別、下札前宛の田地穂の木（ほのき・場所を示す最小単位）別不残散

札を立させ」られた。

注7「石之通」以下には、例示散札記載の数字の算法が書かれているが大変分かりにくい。現代の算式にする
と次の通りである。

田の面積 1反3畝15歩 = 405歩
田の石高(A) 4石7斗2升5合
同上1反当り 4石7斗2升5合 $\times \frac{300}{405}$ = 3石5斗*
坪列の結果
1歩当り有粉 7合

穂有粉 7合 $\times 405$ = 2石8斗3升5合
1歩当り仕出 7合 $\times 0.4$ = 2合8勺

徳米(上納高)(B) 2合8勺 $\times 405$ = 1石1斗3升4合
免(税率) (B) \div (A) = 0.24 = 2ツ4歩

例示の計算から春定高と検見後の反当り公民取分を比較すると次の通りである。

	春定高	検見後
収穫高	米3石5斗を粉にして7石	粉2石1斗(歩当り7合)
公 (3歩)	粉2石5斗2升 (米にして1石2斗6升)	粉1石6斗8升(2ツ4歩) (米8斗4升)(摺率50%)
民	粉4石4斗8升 (米2石2斗4升)	粉4斗2升 (米2斗1升)

農民の取高が激減することがわかる。

例示の反当り石盛* 三石五斗は、次の史料と比較すると非常に高い計算例として示された数字と思われる。

米の収穫高 (徳山市史)	(1反当り)
貞享検地(1687)	明治21年(1888)
上田 2石	最高 2石8斗
中田 1石2斗	普通 1石4斗3升
下田 4斗	最低 3斗
平均 1石2斗	

注8「廻し田」穂ノ木別に坪列をしていては日数がかかって稲を損なうので「一ツ二ヶ所」あるいは「一ツ三ヶ所程」代官あるいは検見衆が「例効」をする。その「例効」の場所は下見での坪列のそばで、かつ下見の甘い所を狙う。そこでの上がりを一畔頭存内の下見粉に懸ける。

請状文言

一村田方之内不熟田分
御検見御願申上候に付下札限
庄屋畔頭立相随分念入不同

無之様下見仕置候、然る上は

上廻しいか程高廻り仕候共とも一言

御断申上間敷候、万一步脇

等荒増之儀御座候節は飛苧被仰付

候之節に至て一言御断申上

間敷候事

御検見田下札限に被仰付候儀

御座候へ共早田早之分は先達而

御見分を受候外一切鎌留被仰付候

自然苧跡有之においては

溝苧と御座候とも御定之六ツ

御物成可被召上之旨奉畏候事

御役人様御賄之儀は地下有合

之野菜を以御法一汁一菜にして

仕出可仕候酒肴は不及申一切

造作入之儀仕間敷候此外

廉々奉畏候、右御請状如件

下見頭

何右衛門

何月日

畔頭 何平

庄屋

御算用役え当

殿

注 「早田(わせ)之分」

領主側は早田、中田の米は、米相場が高いうちに出荷

できるため原則として全部収納した。

二 天明六年久米正覚寺における

「御検見宿諸入目控」について

久米、年光家所蔵の古文書

天明六年

御検見宿諸入目控

午十月十九日ヨリ本役 弥吉

治兵衛

から興味ある部分を抜き書きすると次の通りである。

一、支払明細五七項目の中から

(前掲「請状文言、御役人様御賄之儀」の通りでは

なかった)

五匁 大鯛巻まい代 角屋吉左衛門

六匁 酒三升代 平兵衛

十五匁八分 本生酒七升九合

別紙売上前

十七匁五分 さか屋代

別紙売上前

(酒代合計四十四匁三分、一升代二匁

として約二斗二升)

四匁九分三厘 下松 伊豆屋

別紙売上前

六匁壹分 徳山 すまた

別紙売上前

(下松、徳山からも仕入れた)

三拾五匁九分五厘 正覚寺

但諸損了(損料)其外半紙、白はし、香ノもの、

たばこ、紫のり、夫役、薪、有合物

所望買之分

別紙付出前

二、合計と米換算(一〇月一九日・二〇日分)について

合 米七斗壹升八合貳勺

百五十五匁三分五厘

内

三十八匁六分九厘

此 壹匁壹分六厘(3%)

(利子或は手数料?)

合三十九匁八分五厘

九合替の米にして

(米一石、約百十一匁)

三斗五升八合六勺五才

弥吉

百十六匁六分六厘

此 三匁五分 治兵衛

合百廿目壹分六厘

九合替の米にして

壹石八升壹合

四斗壹升八合貳勺

但白米四斗分

以上壹石四斗九升九合貳勺

治兵衛受取之辻

三斗 正覚寺

但宿礼之分

合貳石壹斗五升七合八勺

右諸入目如此御座候以上

午ノ十一月

治兵衛 ⑩

弥吉 ⑩

御庄屋

神本善吉殿

注1 「天明六年」

天明二年から同七年（一七八二〜一七八七）迄の所謂「天明大飢饉」の終盤に当る年で、六年春の畿内・中国・九州辺の洪水、七月の江戸・関東の大水害以来、米価・諸物価は騰貴の一途を辿った。

注2 「九合替の米にして」

当時は米の経済であることがわかる。換算すると、米一石の値段は銀約百十一匁となる。次の「近世米価表」と比較してみると京阪の米価を敏感に反映していることがわかる。

近世米価表
(角川日本史辞典より)

年代	大阪米相場 (肥後米)	京都小売米価	
		春	秋
天明1	50.0 ~	58.8 ~	70.8
	57.0	70.8	77.3 ~
2	60.0 ~	77.3 ~	91.6
	75.0	91.6	98.3 ~
3	76.6 ~	98.3 ~	103.2
	98.0	103.2	111.2 ~
4	111.3 ~	111.2 ~	96.8
	115.7	96.8	80.7 ~
5	61.0前後	80.7 ~	78.2
	78.2	78.2	70.0
6	101.5	70.0	103.9
	171.0 ~	103.9	167.9 ~
7	181.0	167.9 ~	133.6
	78.2 ~	133.6	89.5 ~
8	80	89.5 ~	90.0
	80	90.0	

単位=米1石につき銀匁

尚、今昔米価比較法により銀「匁」を現在の「円」に換算してみると、次の通りである。

「匁」：「円」換算試算

米1石=1000匁=150kg (通常142kg強)

米10kg=5,000匁 (63年普通米)

1匁を9匁(1.35kg)替にして

1匁=500匁×1.35kg=675匁

但し、一定の試算で価格体系、所得水準の違いを考慮して自費判断すべきであろう。

注3 「諸入目合計」

検見の規模、役人の人数、検見の結果、正覚寺以外の費用(例えば、送迎費、検見受準備費等)が不明のため農民にとって、この「式石壹斗五升七合八匁」の重みが何の様であったかはわからない。

米の一反当り收穫高平均一石三斗(貞享検地平均一石二斗、明治二一年普通一石四斗三升の平均)として、平年作春定による農民取分六割(秋藩定免率四割)は、七斗八升となり、約二、八反分の農民負担となる。不作の時でも藩側の公収確保が優先され、検見受時の農民取分は急減する。(前掲の計算例のごとく)その負担は計り知れない。送迎費、準備費等を考慮すると尚

更であろう。

おわりに

以上同時代の二つの史料を紹介した。

農民側が検見受の可否を検討するときは、検見受費用を勘案するであろう。藩側は、定収入を確保するため検見による減収は避けたいであろう。そのため農民側の検見費用をなるべく多くしむけたことが考えられる。「御法一汁一菜」の建前に反する記録が公然と残っていることはこのことを示すものではあるまいか。年光家の文書は、検見受の実態を知る上で貴重な史料と考える。

尚、私の家に

「文化十西ノ三月十二日

於二井寺求之

年光治兵衛 花押」

の奥書きがある木版刷「當国巡礼手引・享保七年版（一七二二）」がある。前掲の年光家文書を残した治兵衛翁が、晩年「周防国三十三観音」巡礼の旅に立ち、第一番札所二井寺（周東町高森）で求めたものであろう。「手引」には第一・二番の二カ寺の寺印のみが押してある。巡礼の旅は一番二番で中断したのであろう。不思議な因縁を感じ、一昨年来私はこの「手引」を手引きに巡礼中であることを付記

しておきたい。（昭和六三年九月一七日例会発表）

参考文献

- 「徳山市史」徳山市 昭和五九年
- 「防長歴史用語辞典」石川卓美著
マツノ書店 昭和六一年
- 「山口県地方史研究」No.56 昭和六一年
- 「幕藩体制史の研究」藤野 保著
吉川弘文館 昭和三七年
- 「近世農民生活史」児玉幸多著
吉川弘文館 昭和六一年
- 「和算家の旅日記」佐藤健一著
時事通信社 昭和六三年
- 「江戸時代を考える」辻 達也著
中公新書 昭和六三年
- 「江戸時代の事件帳」檜谷昭彦著
PHP研究所 昭和六〇年
- 「日本の歴史 大名と百姓」佐々木潤之介著
中央公論社 昭和五一年
- 「日本の歴史 幕藩制の苦悩」北島正元著
同 右